

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年4月30日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 西 哲史

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	2,970,000	@270000円 × 11ヶ月 = 2,970,000 円
2 その他	302,580	自己資金
収 入 合 計	3,272,580	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	104,839	100,000	
研 修 費	294,750	290,000	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	69,188	60,000	
広 報 ・ 広 聴 費	1,366,017	1,360,000	
人 件 費	484,000	480,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	953,786	680,000	
支 出 合 計	3,272,580	2,970,000	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和 5 年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 西 哲史

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
・自治体政策青年ネットワーク研修会参加	・ 8 月、1 1 月	自治体政策青年ネットワークの研修会に 2 回参加し、有識者や中央省庁の担当者ならびに自治体の担当者等から自治体の抱える様々な課題への対応策や、補助制度について及び先進事例等について研究を行った。
・市政報告作成配布	・ 1 月～3 月	市政報告を郵送やポスティング、駅頭配布等をとおして西区を中心に堺市内で配布を行った。
・市民相談への対応	・ 5 月～3 月	主に西区内各所において市民相談を行った。
・事務所の設置、運営	・ 5 月～3 月	堺市西区津久野町 1-1-1 にて、市民相談所を開設し、様々な市政の課題について対応を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/5/2	5-1		1,078	-1,078	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2023/5/2	5-2		1,089	-2,167	携帯電話代（2月分）	⑨	
2023/5/2	5-3		500	-2,667	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/5/23	5-4		44,000	-46,667	人件費（ XXXXXXXXXX ）	⑧	
2023/5/23	5-5		3,360	-50,027	事務所複合機代（4月利用分）、振込手数料込み	⑨	
2023/5/23	5-6		60,264	-110,291	事務所家賃・駐車場代（6月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/5/31	5-7		3,948	-114,239	事務所電話代（4月利用分）	⑨	
2023/5/31	5-8		3,528	-117,767	携帯電話代（4月利用分）	⑨	
2023/5/31	5-9		3,915	-121,682	事務所電気代（5月分）	⑨	
月 計		0	121,682	-121,682			
累 計		0	121,682	-121,682			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/6/2	6-1		1,078	-122,760	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2023/6/2	6-2		1,089	-123,849	携帯電話代（3月利用分）	⑨	
2023/6/2	6-3		8,288	-132,137	ガソリン代	①	
2023/6/2	6-4		10,384	-142,521	パソコン用セキュリティソフト購入	⑨	
2023/6/2	6-5		990	-143,511	書籍「データ思考入門」購入	⑥	
2023/6/2	6-6		500	-144,011	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/6/2	6-7		28,200	-172,211	雑誌「日経ESG」年間購読料	⑥	
2023/6/9		540,000		367,789	政務活動費受け入れ（5月～6月分）		
2023/6/22	6-8		60,264	307,525	事務所家賃・駐車場代（7月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/6/23	6-9		44,000	263,525	人件費（ XXXXXXXXXX ）	⑧	
2023/6/27	6-10		4,469	259,056	事務所電気代（6月分）	⑨	
2023/6/30	6-11		6,071	252,985	事務所電話代（5月利用分）・インターネット利用料（4月利用分）	⑨	
2023/6/30	6-12		5,127	247,858	携帯電話代（5月利用分）	⑨	
月 計		540,000	170,460	369,540			
累 計		540,000	292,142	247,858			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/7/3	7-1		1,078	246,780	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2023/7/3	7-2		1,298	245,482	携帯電話代（4月利用分）	⑨	
2023/7/3	7-3		902	244,580	書籍「欲望する『ことば』『社会記号』とマーケティング」購入	⑥	
2023/7/3	7-4		1,078	243,502	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2023/7/3	7-5		8,131	235,371	ガソリン代	①	
2023/7/3	7-6		500	234,871	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/7/7	7-7		1,470	233,401	ゴミ袋購入	⑨	
2023/7/10		810,000		1,043,401	政務活動費受け入れ（7月～9月分）		
2023/7/18	7-8		29,040	1,014,361	新幹線乗車券特急券代	②	
2023/7/25	7-9		60,264	954,097	事務所家賃・駐車場代（8月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/7/25	7-10		44,000	910,097	人件費（ XXXXXXXXXX ）	⑧	
2023/7/26	7-11		5,203	904,894	事務所複合機チャージ代（5月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/7/26	7-12		2,728	902,166	事務所複合機チャージ代（6月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/7/31	7-13		6,318	895,848	事務所電話代（6月分）・インターネット利用料（5月分）	⑨	
2023/7/31	7-14		5,123	890,725	携帯電話代（6月分）	⑨	
月 計		810,000	167,133	642,867			
累 計		1,350,000	459,275	890,725			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/8/2	8-1		1,089	889,636	携帯電話代（5月利用分）	⑨	
2023/8/2	8-2		8,499	881,137	ガソリン代	①	
2023/8/2	8-3		1,078	880,059	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2023/8/2	8-4		500	879,559	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/8/7	8-5		14,572	864,987	事務所複合機再リース料	⑨	
2023/8/9	8-6		12,000	852,987	JISSEN研修会参加費	②	
2023/8/21	8-7		4,943	848,044	事務所電気代（7月分）	⑨	
2023/8/21	8-8		60,264	787,780	事務所家賃・駐車場代（9月分）、 振込手数料込み	⑨	
2023/8/28	8-9		44,000	743,780	人件費（ XXXXXXXXXX ）	⑧	
2023/8/31	8-10		6,571	737,209	事務所電話代（7月分）・インター ネット利用料（6月分）	⑨	
2023/8/31	8-11		4,754	732,455	携帯電話代（7月分）	⑨	
月 計		0	158,270	-158,270			
累 計		1,350,000	617,545	732,455			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/9/4	9-1		1,089	731,366	携帯電話代（6月利用分）	⑨	
2023/9/4	9-2		1,078	730,288	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2023/9/4	9-3		500	729,788	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/9/4	9-4		4,335	725,453	ガソリン代	①	
2023/9/12	9-5		6,084	719,369	事務所電気代（8月分）	⑨	
2023/9/25	9-6		44,000	675,369	人件費（ XXXXXXXXXX ）	⑧	
2023/9/28	9-7		60,264	615,105	事務所家賃・駐車場代（10月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/9/28	9-8		2,728	612,377	事務所複合機チャージ代（7月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/9/29	9-9		5,425	606,952	事務所電気代（9月分）	⑨	
月 計		0	125,503	-125,503			
累 計		1,350,000	743,048	606,952			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/10/2	10-1		1,243	605,709	携帯電話代（7月利用分）	⑨	
2023/10/2	10-2		8,596	597,113	ガソリン代	①	
2023/10/2	10-3		14,920	582,193	新幹線乗車券特急券代	②	
2023/10/2	10-4		13,750	568,443	宿泊費（ヴィアインプライム赤坂）	②	
2023/10/2	10-5		13,870	554,573	新幹線乗車券特急券代	②	
2023/10/2	10-6		1,078	553,495	毎日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/10/2	10-7		19,910	533,585	航空券（伊丹ー札幌）	②	
2023/10/2	10-8		500	533,085	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/10/2	10-9		6,293	526,792	事務所電話代（8月分）・インターネット利用料（7月分）	⑨	
2023/10/2	10-10		4,759	522,033	携帯電話代（8月分）	⑨	
2023/10/10		810,000		1,332,033	政務活動費受け入れ（10月～12月分）		
2023/10/30	10-11		2,728	1,329,305	事務所複合機チャージ代（8月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/10/30	10-12		60,264	1,269,041	事務所家賃・駐車場代（11月分）、振込手数料込み	⑨	
2023/10/30	10-13		44,000	1,225,041	人件費 ■■■■■	⑧	
2023/10/31	10-14		4,447	1,220,594	事務所電気代（10月分）	⑨	
2023/10/30	10-15		15,600	1,204,994	月刊FACTA年間購読料	⑥	
2023/10/30	10-16		3,165	1,201,829	「おおさかヒューマンライツ自治体議員の会」年会費、振込手数料込み	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/10/31	10-17		6,276	1,195,553	事務所電話代（9月分）・インターネット利用料（8月分）	⑨	
2023/10/31	10-18		4,580	1,190,973	携帯電話代（9月分）	⑨	
月 計		810,000	225,979	584,021			
累 計		2,160,000	969,027	1,190,973			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/11/2	11-1		1,089	1,189,884	携帯電話代(8月利用分)	⑨	
2023/11/2	11-2		8,926	1,180,958	ガソリン代	①	
2023/11/2	11-3		1,078	1,179,880	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2023/11/2	11-4		16,760	1,163,120	航空券(札幌ー伊丹)	②	
2023/11/2	11-5		36,800	1,126,320	航空券(伊丹ー仙台間)	②	
2023/11/2	11-6		29,040	1,097,280	新幹線乗車券特急券	①	
2023/11/2	11-7		500	1,096,780	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/11/2	11-8		650	1,096,130	空港リムジンバス運賃(OCATー伊丹空港)	②	
2023/11/2	11-9		660	1,095,470	交通費(仙台空港ー仙台)	②	
2023/11/3	11-10		1,000	1,094,470	参加費(2023全国自転車議員ネットワーク会合in仙台)	②	
2023/11/4	11-11		660	1,093,810	交通費(仙台駅ー仙台空港駅)	②	
2023/11/4	11-12		650	1,093,160	空港リムジンバス運賃(伊丹空港ーOCAT)	②	
2023/11/16	11-13		12,000	1,081,160	JISSEN研修会参加費	②	
2023/11/20	11-14		1,000	1,080,160	参加費(おおさかヒューマンライツ自治体議員の会 第4回(2023年度)総会・記念講演会)	②	
2023/11/24	11-15		2,728	1,077,432	事務所複合機チャージ代(9月分)、振込手数料込み	⑨	
2023/11/24	11-16		60,264	1,017,168	事務所家賃・駐車場代(12月分)、振込手数料込み	⑨	
2023/11/24	11-17		44,000	973,168	人件費 [REDACTED]	⑧	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/11/30	11-18		6,261	966,907	事務所電話代（10月分）・インターネット利用料（9月分）	⑨	
2023/11/30	11-19		4,646	962,261	携帯電話代（10月利用分）	⑨	
月 計		0	228,712	-228,712			
累 計		2,160,000	1,197,739	962,261			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/12/1	12-1		4,337	957,924	事務所電気代（11月分）	⑨	
2023/12/4	12-2		1,089	956,835	携帯電話代（9月利用分）	⑨	
2023/12/4	12-3		1,078	955,757	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2023/12/4	12-4		500	955,257	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2023/12/4	12-5		4,453	950,804	ガソリン代	①	
2023/12/4	12-6		30,400	920,404	宿泊費（ホテルグランテラス仙台 国分町）	②	
2023/12/19	12-7		83	920,321	駐車場代（津久野駐車場）	⑦	
2023/12/26	12-8		44,000	876,321	人件費（ XXXXXXXXXX ）	⑧	
2023/12/26	12-9		2,728	873,593	事務所複合機チャージ代（10月 分）、振込手数料込み	⑨	
2023/12/26	12-10		60,264	813,329	事務所家賃・駐車場代（1月 分）、振込手数料込み	⑨	
2023/12/26	12-11		4,152	809,177	事務所電気代（12月分）	⑨	
月 計		0	153,084	-153,084			
累 計		2,160,000	1,350,823	809,177			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/1/4	1-1		1,089	808,088	携帯電話代（10月利用分）	⑨	
2024/1/4	1-2		1,078	807,010	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2024/1/4	1-3		14,720	792,290	新幹線乗車券特急券	②	
2024/1/4	1-4		14,570	777,720	航空券	②	
2024/1/4	1-5		16,450	761,270	宿泊費（アパホテル赤坂見附）	②	
2024/1/4	1-6		4,305	756,965	ガソリン代	①	
2024/1/4	1-7		1,870	755,095	書籍代（勘違いが人を動かす）	⑥	
2024/1/4	1-8		500	754,595	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2024/1/4	1-9		6,298	748,297	事務所電気代（11月分）、インターネット通信料（10月分）	⑨	
2024/1/4	1-10		4,556	743,741	携帯電話代（11月分）	⑨	
2024/1/9	1-11		547	743,194	駐車場代（南海石津川駅前駐車場）	⑦	
2024/1/10	1-12		7,317	735,877	宛て名ラベシール、スティックのり購入	⑦	
2024/1/10		810,000		1,545,877	政務活動費受け入れ（1月～13月分）		
2024/1/11	1-13		547	1,545,330	駐車場代（南海石津川駅前駐車場）	⑦	
2024/1/12	1-14		6,000	1,539,330	JISSEN研修会参加費	②	
2024/1/16	1-15		112	1,539,218	修正テープ購入	⑨	
2024/1/19	1-16		415	1,538,803	駐車場代（リパーク諏訪ノ森駅前第2）	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/1/22	1-17		83	1,538,720	駐車場代（津久野駐車場）	⑦	
2024/1/23	1-18		249	1,538,471	駐車場代（オアシスアベニュー24 鳳）	⑦	
2024/1/23	1-19		86,130	1,452,341	ホームページ更新作業手数料、振 込手数料込み	⑦	
2024/1/23	1-20		197,481	1,254,860	市政報告書ポスティング費用、振 込手数料込み	⑦	
2024/1/23	1-21		2,728	1,252,132	事務所複合機チャージ代（11月 分）、振込手数料込み	⑨	
2024/1/23	1-22		60,264	1,191,868	事務所家賃・駐車場代（2月 分）、振込手数料込み	⑨	
2024/1/25	1-23		44,000	1,147,868	人件費（ XXXXXXXXXX ）	⑧	
2024/1/29	1-24		6,340	1,141,528	交通費（新幹線乗車券特急券、在 来線）	②	
2024/1/31	1-25		4,498	1,137,030	事務所電気代（1月分）	⑨	
2024/1/31	1-26		6,472	1,130,558	事務所電話代（12月分）、イン ターネット通信料（11月分）	⑨	
月 計		810,000	488,619	321,381			
累 計		2,970,000	1,839,442	1,130,558			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事
務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動
費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、
⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/2/1	2-1		6,000	1,124,558	JISSEN研修会参加費	②	
2024/2/2	2-2		1,089	1,123,469	携帯電話代（11月利用分）	⑨	
2024/2/2	2-3		3,190	1,120,279	書籍「影響力の武器（新版）」購入費	⑥	
2024/2/2	2-4		1,078	1,119,201	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2024/2/2	2-5		8,641	1,110,560	ガソリン代	①	
2024/2/2	2-6		500	1,110,060	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2024/2/13	2-7		4,547	1,105,513	携帯電話代（12月分）	⑨	
2024/2/13	2-8		26,600	1,078,913	航空券	②	
2024/2/13	2-9		71,840	1,007,073	デスクトップパソコン購入費	⑨	
2024/2/13	2-10		295,895	711,178	市政報告書郵送費	⑦	
2024/2/13	2-11		151,240	559,938	市政報告書郵送費	⑦	
2024/2/13	2-12		60,671	499,267	市政報告書郵送費	⑦	
2024/2/13	2-13		22,124	477,143	市政報告書郵送費	⑦	
2024/2/26	2-14		44,000	433,143	人件費 XXXXXXXXXX	⑧	
2024/2/27	2-15		60,264	372,879	事務所家賃・駐車場代（3月分）、振込手数料込み	⑨	
2024/2/27	2-16		2,728	370,151	事務所複合機チャージ代（12月分）、振込手数料込み	⑨	
2024/2/29	2-17		4,563	365,588	事務所電気代（2月分）	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/2/29	2-18		6,726	358,862	事務所電話代（12月分）、インターネット利用料（11月分）	⑨	
月 計		0	771,696	-771,696			
累 計		2,970,000	2,611,138	358,862			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 哲史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/3/1	3-1		543,235	-184,373	市政報告書印刷代	⑦	
2024/3/4	3-2		1,177	-185,550	携帯電話代（12月利用分）	⑨	
2024/3/4	3-3		1,078	-186,628	毎日新聞デジタル版購読料	⑥	
2024/3/4	3-4		8,460	-195,088	ガソリン代	①	
2024/3/4	3-5		500	-195,588	朝日新聞デジタル購読料	⑥	
2024/3/25	3-6		2,728	-198,316	事務所複合機チャージ代（1月分）、振込手数料込み	⑨	
2024/3/25	3-7		60,264	-258,580	事務所家賃・駐車場代（4月分）、振込手数料込み	⑨	
2024/3/26	3-8		44,000	-302,580	人件費 XXXXXXXXXX	⑧	
月 計		0	661,442	-661,442			
累 計		2,970,000	3,272,580	-302,580			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西 哲史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2023 年 4 月 10 日 ～ 2024 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	12.75 時間 / 週 （1日 4.25 時間 × 3 日 / 週）		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	55,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	80 %	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 12 時間</u> <u>（週勤務時間数） 15 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	基本的に政務活動にのみ従事するが、その他の業務が入りにむ余力が全く無いと言いきれないため、週勤務時間のうち政務活動にかかる時間を15時間のうち、12時間とした。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED]
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2023 年 4 月 10 日から 2024 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市西区津久野町 1-1-1 2F 西てし事務所		
仕事内容	政務活動にかかる補助		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 10 時 00 分から 午前・午後 3 時 00 分まで (45 分)		
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇		
給与(賃金)	月額 55,000 円		
給与支払	毎月 25 日 払い		
給与振込先	現金		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
雇用者	西	和	5年 6月 10日
被雇用者	[REDACTED]	哲史 [REDACTED]	[REDACTED]

出勤簿 (2023 年 5 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	:	:	:	:	
2日	火	10:00	15:00	4.25	:	
3日	水	:	:	:	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	:	:	:	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	10:00	15:00	4.25	:	
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	10:00	15:00	4.25	:	
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	10:00	15:00	4.25	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	10:00	15:00	4.25	:	
16日	火	10:00	15:00	4.25	:	
17日	水	:	:	:	:	
18日	木	10:00	15:00	4.25	:	
19日	金	10:00	15:00	4.25	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	10:00	15:00	4.25	:	
23日	火	10:00	15:00	4.25	:	
24日	水	:	:	:	:	
25日	木	10:00	15:00	4.25	:	
26日	金	:	:	:	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	:	:	:	:	
30日	火	:	:	:	:	
31日	水	10:00	15:00	4.25	:	
合計				51	:	
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2023 年 6 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	10:00	15:00	4.25	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	:	:	:	:	
6日	火	10:00	15:00	4.25	:	
7日	水	10:00	15:00	4.25	:	
8日	木	:	:	:	:	
9日	金	10:00	15:00	4.25	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	:	:	:	:	
13日	火	10:00	15:00	4.25	:	
14日	水	:	:	:	:	
15日	木	:	:	:	:	
16日	金	:	:	:	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	:	:	:	:	
20日	火	10:00	15:00	4.25	:	
21日	水	10:00	15:00	4.25	:	
22日	木	:	:	:	:	
23日	金	10:00	15:00	4.25	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	:	:	:	:	
27日	火	10:00	15:00	4.25	:	
28日	水	10:00	15:00	4.25	:	
29日	木	10:00	15:00	4.25	:	
30日	金	10:00	15:00	4.25	:	
					:	
合計				51	:	
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2023 年 7 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	
4日	火	10:00	15:00	4.25	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	10:00	15:00	4.25	:	
7日	金	10:00	15:00	4.25	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	10:00	15:00	4.25	:	
11日	火	10:00	15:00	4.25	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	10:00	15:00	4.25	:	
14日	金	10:00	15:00	4.25	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	:	:	:	:	
18日	火	10:00	15:00	4.25	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	木	10:00	15:00	4.25	:	
21日	金	10:00	15:00	4.25	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	10:00	15:00	4.25	:	
25日	火	10:00	15:00	4.25	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	木	:	:	:	:	
28日	金	:	:	:	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	月	:	:	:	:	
合計				51	:	
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2023 年 8 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	10:00	15:00	4.25	:	
2日	水	:	:	:	:	
3日	木	10:00	15:00	4.25	:	
4日	金	:	:	:	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	:	:	:	:	
8日	火	10:00	15:00	4.25	:	
9日	水	10:00	15:00	4.25	:	
10日	木	10:00	15:00	4.25	:	
11日	金	:	:	:	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	:	:	:	:	
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	10:00	15:00	4.25	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	:	:	:	:	
22日	火	10:00	15:00	4.25	:	
23日	水	10:00	15:00	4.25	:	
24日	木	10:00	15:00	4.25	:	
25日	金	:	:	:	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	:	:	:	:	
29日	火	10:00	15:00	4.25	:	
30日	水	10:00	15:00	4.25	:	
31日	木	10:00	15:00	4.25	:	
合計				51	:	
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2023 年 9 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	:	:	:	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	10:00	15:00	4.25	:	
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	10:00	15:00	4.25	:	
7日	木	10:00	15:00	4.25	:	
8日	金	10:00	15:00	4.25	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	10:00	15:00	4.25	:	
12日	火	10:00	15:00	4.25	:	
13日	水	10:00	15:00	4.25	:	
14日	木	:	:	:	:	
15日	金	:	:	:	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	:	:	:	:	
19日	火	10:00	15:00	4.25	:	
20日	水	10:00	15:00	4.25	:	
21日	木	10:00	15:00	4.25	:	
22日	金	:	:	:	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	:	:	:	:	
26日	火	10:00	15:00	4.25	:	
27日	水	10:00	15:00	4.25	:	
28日	木	:	:	:	:	
29日	金	:	:	:	:	
30日	土	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				51	:	
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2023 年 10 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	:	:	:	:	
3日	火	10:00	15:00	4.25	:	
4日	水	10:00	15:00	4.25	:	
5日	木	:	:	:	:	
6日	金	:	:	:	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	:	:	:	:	
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	10:00	15:00	4.25	:	
12日	木	10:00	15:00	4.25	:	
13日	金	10:00	15:00	4.25	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	10:00	15:00	4.25	:	
17日	火	10:00	15:00	4.25	:	
18日	水	10:00	15:00	4.25	:	
19日	木	:	:	:	:	
20日	金	:	:	:	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	10:00	15:00	4.25	:	
24日	火	:	:	:	:	
25日	水	:	:	:	:	
26日	木	10:00	15:00	4.25	:	
27日	金	10:00	15:00	4.25	:	
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	10:00	15:00	4.25	:	
31日	火	:	:	:	:	
合計				51	:	
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2023 年 11 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	10:00	15:00	4.25	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	:	:	:	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	10:00	15:00	4.25	:	
7日	火	10:00	15:00	4.25	:	
8日	水	10:00	15:00	4.25	:	
9日	木	10:00	15:00	4.25	:	
10日	金	:	:	:	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	:	:	:	:	
14日	火	10:00	15:00	4.25	:	
15日	水	:	:	:	:	
16日	木	10:00	15:00	4.25	:	
17日	金	:	:	:	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	10:00	15:00	4.25	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	10:00	15:00	4.25	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	10:00	15:00	4.25	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	10:00	15:00	4.25	:	
28日	火	:	:	:	:	
29日	水	:	:	:	:	
30日	木	10:00	15:00	4.25	:	
合計				51		
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2023 年 12 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	10:00	15:00	4.25	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	10:00	15:00	4.25	:	
5日	火	10:00	15:00	4.25	:	
6日	水	10:00	15:00	4.25	:	
7日	木	:	:	:	:	
8日	金	10:00	15:00	4.25	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	:	:	:	:	
12日	火	10:00	15:00	4.25	:	
13日	水	:	:	:	:	
14日	木	10:00	15:00	4.25	:	
15日	金	:	:	:	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	:	:	:	:	
19日	火	10:00	15:00	4.25	:	
20日	水	10:00	15:00	4.25	:	
21日	木	10:00	15:00	4.25	:	
22日	金	:	:	:	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	:	:	:	:	
26日	火	10:00	15:00	4.25	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	10:00	15:00	4.25	:	
29日	金	:	:	:	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				51		
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2024 年 1 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	:	:	:	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	:	:	:	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	:	:	:	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	:	:	:	:	
9日	火	10:00	15:00	4.25	:	
10日	水	10:00	15:00	4.25	:	
11日	木	10:00	15:00	4.25	:	
12日	金	10:00	15:00	4.25	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	10:00	15:00	4.25	:	
16日	火	10:00	15:00	4.25	:	
17日	水	10:00	15:00	4.25	:	
18日	木	10:00	15:00	4.25	:	
19日	金	:	:	:	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	10:00	15:00	4.25	:	
23日	火	10:00	15:00	4.25	:	
24日	水	:	:	:	:	
25日	木	10:00	15:00	4.25	:	
26日	金	:	:	:	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	10:00	15:00	4.25	:	
30日	火	:	:	:	:	
31日	水	:	:	:	:	
合計				51		
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿 (2024 年 2 月)

氏名 :

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	:	:	:	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	10:00	15:00	4.25	:	
6日	火	10:00	15:00	4.25	:	
7日	水	10:00	15:00	4.25	:	
8日	木	10:00	15:00	4.25	:	
9日	金	:	:	:	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	:	:	:	:	
13日	火	10:00	15:00	4.25	:	
14日	水	10:00	15:00	4.25	:	
15日	木	10:00	15:00	4.25	:	
16日	金	:	:	:	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	10:00	15:00	4.25	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	10:00	15:00	4.25	:	
22日	木	:	:	:	:	
23日	金	:	:	:	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	10:00	15:00	4.25	:	
27日	火	10:00	15:00	4.25	:	
28日	水	10:00	15:00	4.25	:	
29日	木	:	:	:	:	
合計				51		
出勤日数				12	日	

確認印



出勤簿（ 2024 年 3 月）

氏名：

日	曜日	始業時間	終業時間	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	:	:	:	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	10:00	15:00	4.25	:	
5日	火	10:00	15:00	4.25	:	
6日	水	:	:	:	:	
7日	木	10:00	15:00	4.25	:	
8日	金	:	:	:	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	:	:	:	:	
12日	火	10:00	15:00	4.25	:	
13日	水	10:00	15:00	4.25	:	
14日	木	:	:	:	:	
15日	金	10:00	15:00	4.25	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	10:00	15:00	4.25	:	
19日	火	10:00	15:00	4.25	:	
20日	水	:	:	:	:	
21日	木	10:00	15:00	4.25	:	
22日	金	:	:	:	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	:	:	:	:	
26日	火	10:00	15:00	4.25	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	10:00	15:00	4.25	:	
29日	金	10:00	15:00	4.25	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				51		
出勤日数				12	日	

確認印



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 西 哲史

管理責任者 (議員名)	西 哲史					
事務所名	西てっし事務所					
所在地	〒593-8322 堺市西区津久野町1-1-1 2F TEL 072 (260) 1977					
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所		☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 [REDACTED])			
	他用途との兼用 ☐ 有 ⇒ ☒ 無		☐ 私的使用			
			☐ 後援会事務所			
			☐ 政党活動事務所			
			☐ 会社等 (関係団体)			
延べ面積	65.38 m ²		賃借料	月額 75,000 円 (政務活動費充当額 60,000 円)		
政務活動事務所として使用する割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 _____ m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用时间による 月 132 時間のうち 105 時間				
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・80 % ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・80 % ☒ その他 (複合機リース代)・・・80 % 消耗品、備品代 80 % 複合機チャージ代 80 % 駐車場代 80 %				
	駐車場 賃借料	%	月額 _____ 円 (政務活動費充当額 _____ 円)			
		【所在地】				
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。					
備考	基本的に政務活動にしか使用しないが、その他の活動が入り込む余地が全く無いとはいえないため、割合を80%とした。					

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

貸室賃貸借契約書

貸室賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 西哲史 との間に、次のとおり貸室賃貸借契約を締結します。

第一条（目的貸室の表示）

[REDACTED] 賃貸人は所有する次に表示の貸室と駐車場を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する事を約します。

貸室の所在場所：堺市西区津久野町一丁二番十八

住居表示：堺市西区津久野町一丁一番一号

鉄筋コンクリート造陸屋根葺五階建て式階六五.三八㎡（一部未登記）

駐車場の所在場所：堺市西区津久野町一丁二番八、二番九（二台分の一台分）

第二条（賃貸借期間）

[REDACTED] 賃貸借の期間は平成参拾年九月壹日から平成参拾壹年参月参拾壹日までとします。

但し、双方からの別段の異議がない場合は年度更新とします。

第三条（賃料）

賃料は壹か月金七萬五千円也とし、賃借人は毎月貳拾五日までに翌月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。

但し、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の貸室料金との比較等により不相当となったときは、賃貸人は契約期間中であっても、賃料の増額を請求することができるものとします。壹か月未満の賃料は日割り計算とします。

第四条（敷金）

賃貸人は敷金として [REDACTED] 也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条（使用目的）

賃借人は貸室を事務所の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第六条（転貸等の禁止）

賃借人は賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し（同居、共同使用等事実上の賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む）または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第七条（当然消滅）

本件貸室が、火災その他の災害で大破または消滅消失したときは、本契約は催告その他の手続きをしないで、当然消滅するものとします。

第八条（契約解除）

賃借人は次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一、 二か月分以上賃料の支払いを怠ったとき
- 二、 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三、 第六条の規定に違反したとき。
- 四、 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- 五、 その他本契約に違反したとき。

第九条（賃借人の解約申入れ）

賃借人は賃貸人に対して二か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。

但し、賃借人は予告に代え二か月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約する事ができます。

第十条（使用上の注意）

賃借人は貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第十一条（損害賠償等）

賃借人（その家族を含む）の責に帰すべき事由によって貸室を破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十二条（電気の使用料等）

電気の使用料は、個別メーターに基づき、賃借人の負担とする。

第十三条（延滞賃料等への充当等）

敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第十一条の損害賠償金額を支払わなかった時は、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。

第十四条（敷金の返済）

賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明け渡しを受けた時は、その明け渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第十一条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第十五条（移転料等の不請求）

賃借人は、本件貸室の明け渡しに際し、賃貸人に対し、移転料その他のこれに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十六条（連帯保証）

連帯保証人は、その賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十七条（合意管轄）

この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十八条（特約事項）

一、第三条の賃料に支払いは、毎月弐五日までに翌月分を次の金融機関に振込むものとする。

銀行名：ゆうちょ銀行 普通預金口座

名義人：

口座番号：

二、水道代については、賃貸人の負担とします。

三、第十四条の敷金の返還については、敷引後の一金 也を返還するものとします。

四、賃借人が設置した看板等は、解約時賃借人の責任と費用負担にて撤去するものとします。

以上

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名押印のうえ、各巻通を所持します。

平成参拾年 8 月 15 日

賃貸人：

現住所

大府市

氏名

賃借人：

現住所

堺市

氏名

西

哲史

連帯保証人：

現住所

奈良市

氏名

出張報告書

2023 年 7 月 31 日

会派の名称・議員氏名 西 哲史

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

- ①環境省都市間連携事業概要と堺市のバリアブントウ省への都市間連携について
- ②太平洋地域への廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力について

2. 期 間 2023 年 7 月 18 日 (火)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先 (都市・施設名等)
①	7 月 18 日 (火)	13 時～15 時	衆議院第一議員会館会議室
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

4. 面談者

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

参事官補佐 ■■■■■ 氏

環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室

主査 ■■■■■ 氏

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

委員会で何度となく質疑で取り上げてきた友好都市関係を活用したアジア太平洋地域での環境協力について及び令和4年12月の産業環境委員会で取り上げた堺市のバリアンタウ省との都市間連携事業及びそれに伴う市内事業者支援について環境省からみた取り組み概要と意義について担当者からお伺いすることができました。

まず、都市間連携事業については、環境省は様々な市がアジアと連携する取組をコンサルや自治体と連携しながら取り組んでいるが、この取組は、50%が自治体主導で（残りの50%はコンサルの提案が多い）、そのうちの70%が産業系の部局が主導し、30%が環境系の部局が主導しているとのことでした。多くが産業系の部局主導の取組になっているにも関わらず、堺市は環境局主導になっているのが珍しくその取組を前向きに評価しているとのことでした。産業支援の観点から全国各自治体の産業局が取り組む意義は容易に想像できますが、環境系の部局がどのようなモチベーションをもって取り組んでいくかが課題となっていることが多いようです。そのような中、堺市は環境局が高いモチベーションをもって取り組んでいることが非常に先進的と言えるようでした。堺市とバリアンタウ省との連携では、「制度構築支援」及び「省エネ・再エネ・廃棄物処理」の二分野で協力が進んでいますが、「制度構築支援分野」では様々なプロジェクトが進み、「省エネ・再エネ・廃棄物処理分野」でも日系意外の現地企業をはじめ様々なセクターへ展開が進んでいるとのことでした。その中でも、大阪ガスやエア・ウォーターの取組が非常に進んでおり環境省との都市間連携事業の中でも先駆的なものとなりつつあるということでした。

また、環境省がアジアで廃棄物処理分野での協力をすすめていることについて具体的にお聞きすることができました。アジア各国では環境汚染や健康被害がひろがっているものの、まだまだ廃棄物を、公費をかけてでも適正に処理することの重要性について自治体側の理解を深める必要がある段階であるとのこと非常に驚かされました。我が国の優れた廃棄物処理・リサイクルに係る制度や技術をベースに、ASEAN 諸国等に制度・技術・人材育成等を環境省はパッケージで支援しており、これらの取組をすすめる中で、国内の自治体や事業者といかに連携しながらアジア各国の自治体をいかに支援していくかが問われているようです。

これらの取組が堺市の中小企業支援にもつながっていくと思いますし、環境担当が主導的に都市間連携を進めていくことによって、アジア各国での環境問題への取組が進み、堺の為にも直接・間接的にいかせていくことができるように感じました。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7-8

2023年 8月 31日

会派の名称・議員氏名 西 哲史

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

自治体政策青年ネットワーク 2023 年度第一回研修会に参加

2. 期 間 2023 年 8 月 9 日（水）～2023 年 8 月 10 日（木）

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	8 月 9 日（水）	13 時～17 時 30 分	参議院議員会館 B 1 0 1 会議室
②	8 月 10 日（木）	10 時～12 時	参議院議員会館 B 1 0 1 会議室
③			
④			
⑤			
⑥			

4. 講演者

DX エンジニア 氏

ファストドクター株式会社 公共政策部渉外室長 氏

元長野県副知事、信州大学経法学部特任教授 氏

デジタル庁参与、構想日本総括ディレクター 氏

ブースト株式会社 代表取締役 CEO 氏

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

■行政 DX 専用 ChatGPT 「マサルくん」について



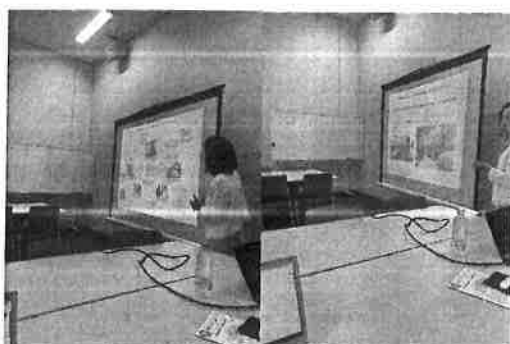
現在、話題の ChatGPT の自治体での活用について、どのような課題があるか、なぜ活用が進まないかについて先行事例をもとに具体的な解説がありました。現在、ChatGPT については、自治体によって「正確で業務効率化できる」と認識している自治体と「GPT はデタラメで使えない」と認識している自治体に二分化しており、その大きな原因として、「ChatGPT の公式マニュアルを読んだか読んでいないか」に理由があり、その最たるものとしてエンベディングの有無があるとのことでした。このエンベディングとは、一言でいうと最適化であるが、ネット上の情報に単純に依拠するのではなく、情報をしっかりと位置づけて学習させていくことによって正確性をあげていく作業をおこなっていないと、可能性の高い ChatGPT にも関わらず活用できない状態になってしまうことが多いそうです。講演の最後に講師が「人気取りだけを考える政治家は、行政改革として“公務員を減らすこと”“公務員の給与を下げること”“議員の数を減らすこと”と主張するが・・・しかし、真の行政改革は”行政の業務を効率化して、住民サービスを充実させる事”」と発言していたことが印象的でした。

【追記】8月30日の堺市議会大綱質疑において「テキスト生成AIの活用について」の質問項目の中で、堺市のテキスト生成AIの活用状況とエンベディングの重要性について議論を行いました。

■「ファストドクターの取り組みについて」

「2040年国民の3人に一人が高齢者になる時代」に向けて、様々な課題解決が必要になっている中で、まだまだアナログなことが多い医療リソースの効率的活用が求められています。そのような中で、かかりつけ医が患者を24時間見守る体制を広域化かつオンライン化することによって医療リソースが効率的に活用できている事例について、中核市を中心に先進的事例について紹介がありました。政令指定都市堺においても救急リソースや医療リソースの限界が近いといわれる中で、このようなマッチングシステムの活用は、必要になってくると考える。先進自治体についての研究がさらに必要となってくると感じました。

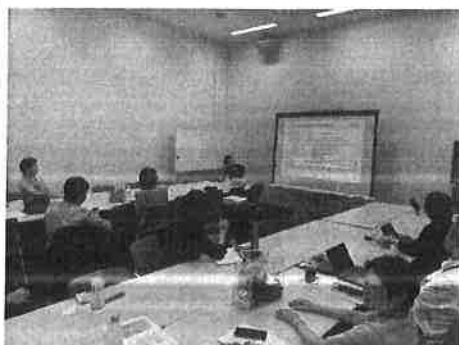
■SDGs と自治体ができること～自治体の先進的な取り組み～



SDG s 未来都市への応募を堺市議会で提言・要望して以降、SDG s 未来都市として堺市が何ができるかについて何度となく大綱質疑等で議論してきましたが、改めて「自治体の政策は SDG s のどれかにはあてはまるものの、環境・経済・社会の統合的実現を目指して、地域課題解決のため

既存の施策を発展させる新しい視点での政策を立案する契機にしていくことが大事」との視点には気が付かされることが多くありました。また、長野県の「SDG s 推進企業登録制度」についても具体的な内容紹介がありましたが、堺市の SDG s プラットフォームと比べて登録段階から様々なハードルが設定されており、ブランディングに使うからこそ積極的な取り組みを求めているように感じました。また、SDG s の政策づくりについて、長野県や神戸市、生駒市の事例等をもとに具体的な紹介がありました。これまでの行政とは異なる SDG s 時代の施策展開について様々なヒントがあったと感じます。

■「マイナンバーカードの利便性と課題」



最近、自治体現場で住民からの声も多い「マイナンバーカード」について、マイナンバー制度が目指したものは何だったのか、またこの普及によって何が解決できるのか、そしていま報道されている課題の実際についてやデジタル庁が推進する DX の考え方について講師から詳細にうかがいました。マイナンバーカードを活用した取り組みの先進的事例についても参考になる事例について話をうかがうことができました。

【追記】2023年9月22日の総務財政委員会の「DXの意義について」の項目の中で、マイナンバーカードの活用事例について質疑を行いました。

■「道路維持管理における AI 活用」

自治体の現場で、道路の維持管理のために、大きな費用をかけて道路の損傷度合いを検出しているが、それをスマートフォンで撮影した動画を活用して、AIで自動的に検出していく仕組みについて紹介がありました。東京都をはじめとした先進自治体で実際効果をあげている仕組みは非常に興味深く感じましたが、一方で、1台毎に費用がかかるために、すべての公用車への搭載は難しいことによって、全域を網羅することができない点が大きな課題のように感じました。先進自治体がどのように取り組んでいるかさらに研究を深めていく必要があります。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

8-6, 10-3, 10-4, 10-5

JISSEN

～自治体政策青年ネットワーク～

2023年度 第1回（第43回）研修会 開催案内

代 表 西 哲史
事務局長 [REDACTED]

本研修会は、若年層や自治体を取り巻く諸課題を全国自治体の先進事例や学識有識者等から学ぶことにより地方自治体政策に活かすことを目的としています。このたび東京にて研修会を開催する運びとなりましたので、以下の通りご案内申し上げます。ぜひともご参加いただき、各地の先進事例や実態についても共有いただきますようお願いいたします。

【開催概要】

- ◎日 時 2023年8月9日（水）13:00～8月10日（木）13:00
- ◎場 所 参議院議員会館B101会議室
- ◎参加費 都道府県議会議員／政令指定都市議会議員 12,000円
東京都特別区議会議員／中核市議会議員 10,000円
市議会議員 8,000円
町村議会議員 1,000円

※元職・候補者の参加費は無料とする。

【プログラム】

- 1日目 8/9（木）12:30 参議院議員会館正面玄関 集合
13:00～14:30 「マイナンバーカードの利便性と課題」
デジタル庁参与、構想日本総括ディレクター [REDACTED]氏
15:00～15:40 「ファストドクターの取り組みについて」
ファストドクター株式会社 公共政策部渉外室長 [REDACTED]氏
16:00～17:30 「生活の質の向上に向けたローカルSDGsを実現する循環の地域づくり」
元長野県副知事、信州大学経法学部特任教授 [REDACTED]氏
- 2日目 8/10（金）9:30 参議院議員会館正面玄関 集合
10:00～11:00 「行政DX専用ChatGPT「マサルくん」について」
DXエンジニア [REDACTED]氏
11:00～11:40 「道路維持管理におけるAI活用」
ブースト株式会社 代表取締役CEO [REDACTED]氏
11:45～12:00 JISSEN総会、終了後解散

- * 12:00頃 終了(予定)
- * 開催時間、プログラム内容は変更になる可能性もあります。ご了承ください。
- * 宿泊は各自ご用意ください。

出張報告書

2023年 9月 20日

会派の名称・議員氏名 西 哲史

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

①PFASに関する今後の対応の方向性について

2. 期 間 2023年9月20日(水)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	9月20日(水)	10時30分～12時	中央合同庁舎5号館23階会議室
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

4. 面談者

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室長 [REDACTED] 氏

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

2023年8月の決算審査特別委員会分科会（産業環境委員会所管事項）質疑で取り上げたPFAS規制の動向について、環境省の所管部局よりヒアリングを行った。

PFOS、PFOA以外のPFASが全面的に規制されようとしているのか、もしくは一部規制となるか、また一部規制となるのであれば、どのように規制されていくかによって、自治体現場でも大きく対応が変わっていくことが想定される。また、これまでにPFOS、PFOAが検出された地域の関係自治体や地元住民からは、その影響に関する不安や、目標値や基準値の検討等の対策を求める声があがっていると共に、PFOS、PFOA以外のPFASについても、各国・各機関においてこれらの物質に関する管理の在り方などが議論されている。そのような中、環境省は、PFASのすべてを対象とした規制は現段階では考えておらず、まずは要監視項目または要調査項目に位置付ける事も念頭におきつつ環境中の存在状況を確認していくことが重要と環境省は考えているとのことであった。当面は、国際機関や諸外国で着目されているものを主とした物質のうち、既存の分析法で分析可能な物質を対象に、分析法の詳細を検討した後に調査実施することになる。分析手法がないものについても、「欧米でPFAS類として合算評価の対象とされている物質」「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質となっている物質」「化審法に基づく監視化学物質、優先評価化学物質となっている物質」「推計される環境放出量、性状等から水環境での検出が考えられる物質」から分析方法を開発し、分析法が開発され次第、調査していくことになるとのことであった。PFOS、PFOA以外のPFASについては、非常に数が多く、個別の有害性や環境中での存在状況に関する知見が不足ないし存在していないものが多いため、更なる科学的知見等の充実を図りながら対応していく段階と環境省としては認識している状況となっている。具体的には、POPs条約で廃絶対象となっている物質とそれ以外の物質において対応は大きく異なってくるとのことであった。具体的には、POPs条約で廃絶対象とすることが決定している物質（PFHxS）及びPOPs条約で廃絶対象として検討中の物質（長鎖PFCA）を対象として優先的に取り組んでいくことになる。また、これからの日本国内における規制動向としては、POPs条約による規制対象物質検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」の議論や、WHO飲料水水質ガイドラインの議論を注視していくことになるとのことだった。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11-6

出張報告書

令和5年10月23日

会派の名称・議員氏名 西 哲史

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 ○札幌市中央図書館、図書情報館の現地視察
○札幌市公文書館の現地視察

2. 期間 令和5年10月17日（火）～令和5年10月18日（水）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	10月17日（火）	13:30～15:00	札幌市 中央図書館
②	10月17日（火）	15:30～17:00	札幌市 図書情報館
③	10月18日（水）	10:00～12:00	札幌市 公文書館
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

別紙参照

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

別紙参照

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10-7・11-4

■札幌市立中央図書館

【日時】10月17日（火）13:30～

【面談者】

中央図書館 運営企画課 ■■■■■ 調整担当課長、■■■■■ 企画担当係長

【視察目的】

本市ですでに議論が進み、また市長マニフェストにも言及のあった「中央図書館の建て替え」を見据え、先進事例を把握し、本市施策に反映させるため

【視察概要】

- ・さっぽろ読書・図書館プラン 2022 についてのレク
- ・中央図書館の現地視察

【主な質疑】

Q.「レファレンス機能の充実」は具体的にどのような取り組みがなされてきたか？

A.・中央図書館に専用カウンターを設けた

- ・ビジネス支援に注力し、ビジネスライブラリアン講習会に司書が積極的に参加している
- ・休館日に司書同士で想定問答をし合うなどし、スキルの向上に努めている

Q.「障がいのある子どもたちへの対応の充実」は具体的にどのような取り組みがなされてきたか？

A.・読み上げ対応の本を増やした

- ・視覚障害者応報センターとの連携を強化した
- ・郵送貸し出しを強化した

Q.館の運営方法とその理由は？

A.貸し出しカウンターなどを除き、直営。図書館サービスを維持するためには、専門性のより高い司書をよりよい待遇で確保する必要があり、直営が適しているから。ただし、指定管理者制度についても他市事例をチェックし続けている。現時点においては、うまくいっていない事例が少なくない。

（→「図書館の質を高めるのは司書」だという理念が一貫しており、「民間活力ありき」の議論はやはり慎重であるべきであろう）

Q.情報館とのすみわけは？

A.情報館はビジネスにフォーカス。情報館はえほん図書館と共に「機能分館」。中央図書館

は保存に注力。

Q.量的拡充はどのように進めてきたか？

A.かつては17時まで。現在は20時まで拡充。情報館は21時まで。(→都心部への図書館機能の設置においては、21時が一つの目安であろう)

Q.レファレンス機能に成果指標を設けているか

A.設けていない。件数だけでは測りづらい。

Q.大学との連携は？

A.一部の大学と相互貸借を進めている。

Q.学校図書室との連携は？ネットワーク化されいてるか？

A.されていない。学校は独自のシステム。ネットワーク化自体より、したあとの本の運搬方法・コストが課題。(→運搬の切り口は本市において論点となったことはあまりなく、大変重要な視点と思われる)

Q.今後やりたいことは？

A.DXの推進。児童貸し出し機等を積極導入し、浮いた労力で司書が外に出ていけるようにしたい。(→学校への派遣等、司書が図書館以外でどれだけ活動できているか、本市でもチェックする必要がある)

Q.中央図書館建て替えについてのアドバイスは？

A.雑誌を紙媒体として保存していく必要があるか等の取捨選択が求められる。

【本市で参考となる取り組み】

① 「機能分館」という発想

本市ではこれまで「地域分館」という発想のみだった。今回の中央図書館の建て替えにあたり、ようやく日常使いの「区域館機能」と「中央図書館機能」という視点が盛り込まれるようになったが、札幌市はさらに進み「ビジネスにフォーカスした図書館(情報館)」や、「絵本に特化した図書館(えほん図書館)」など、本の内容(機能)によって分館を設置している。各区に「一通りそろった図書館」があるよりも、それぞれの機能に特化した図書館がある方が利用者ニーズに合致しやすく、また人の移動を促すことにもなるのではないかと。まずは中央図書館の議論にその視点を組み込みたい。

② ぬいぐるみのお泊り会

子どものぬいぐるみを図書館が一晩預かり（ぬいぐるみが図書館にお泊りするという設定）、図書館で作業する光景を写真に撮り、ぬいぐるみを返す時に「ぬいぐるみがお勧めする本」ということで、子どもに本を渡すという取り組み。大人が勧める本ではなく、「ぬいぐるみが」という点が子どもの読書意欲を喚起し、図書館を身近なものにする、素晴らしい取り組み。札幌でも参加希望者が多く、順番待ちになっているとのこと。予算もかからない、司書の工夫によるもので、参考にすべき。

③ ブックスタンド作成研修

図書館司書が学校司書向けに実施している研修。ブックスタンドを作ることを通じて、本の整理の仕方や、本の見せ方などのスキルアップにつなげている。学校図書室の充実は子どもの読書習慣に直結する上、本市ではまだまだボランティアによって学校図書室が運営されているケースが多く、図書館による学校支援はぜひ進めるべき。

④ より細分化した書架の案内表示

たとえば「社会科学」であっても、「児童虐待」「LGBT」「貧困」「反社会的集団」「犯罪」のように細分化された表示があり、本を探しやすく、また目的とした本以外の本にも出会いやすい。



■札幌市図書・情報館

【日時】10月17日（火）15：30～

【面談者】

図書・情報館 ■■■■■ 副館長

【視察目的】

「都心部への図書館機能の設置」が議論される中、先進事例を把握し、本市施策に反映させるため

【視察概要】現地視察

【主な質疑】

Q.予算や人員は？

A.年間蔵書購入2100万円を含め、年間1.3億円。人件費は含まず。人員は司書16名、事務7名。常時、少なくとも11人配置。

Q.指定管理者制度は検討したか？

A.直営ありきだった。レファレンス機能を重視したコンセプトなので。(→コンセプトが決まらない中で、「指定管理者制度ありき」のような議論はナンセンスであろう)

Q.情報館のコンセプトは？

A.はたらくをらくにする。課題解決型図書館。

Q.利用者数は？

A.年間80～90万人。当初予定は40万人だった。開館翌年にコロナになった。100万人を突破したいと考えている。

Q.床面積は？

A.1500㎡ (→堺消防署の跡地活用でも参考になる数値である)

Q.開館の経緯は？

A.商業施設が廃止されるにあたり、市による土地の購入と再開発が先に決まった。その後、文化ホールと併設される公共スペースの使い道として図書館が選択された。

【本市で参考となる取り組み】

① 「本を貸し出さない」という割り切り

情報館にあるすべての本が「館内利用」に限定されている。このことによって、以下のメリットが得られている。

- ・貸し出しに要していた労力をレファレンスや選書に集中できること(ただし、委託業者による予約の貸し出しカウンターは設けられている)
- ・最新の人気の本を揃えやすく、かつそれが常に図書館内にある状態となること
- ・定期的に通うことや長時間滞在につながる

② 図書館コンセプトの明確な設定

「はたらくをらくにする」をコンセプトに、蔵書のテーマをWORK、LIFE、ARTに絞っている(LIFEの一環として「旅」も加えている)。テーマに合致する範囲ではある

が、限られた蔵書数で多様な本を取り揃えている。また、利用者も目的を持って利用しやすい。

③ 十進法によらない管理

たとえば「子どものハンディキャップ」「早めの終活」など、十進法にはよらず、司書の発想で、利用者目線の分類にしている。探しやすく、新たな本との出会いにもつながりやすい。

④ 書架の得出しコーナー

「創作と生成 AI」「先生、定時で帰れますか？」などタイムリーなテーマに関する本を、得出しコーナーとしてわかりやすく各所に設置している。利用者目線であることはもちろん、司書の工夫の余地が広がり、やりがいやスキルアップにもつながっているのではないかな。

⑤ 返却カウンターでの利用データを把握

読んだ本を直接書架に戻すのではなく、館内各所に設置された返却カウンターに戻す仕組みになっている。本には IC タグがつけられており、返却カウンターにはその読み取り装置が設置されている。これにより、よく読まれている本のデータが蓄積され、選書に活かされている。

⑥ 多様な座席と予約システム

単なる「読書席」ではなく、「ワーキング席」「リーディング席」「グループ席」など目的に応じて 5 種類に分類されており、かつそれが簡単に予約できるようになっている。

⑦ 滞在時間の快適さの追求

1 階にはカフェが併設されており、本の持ち込みが可能。他、座席によって「飲食可能」「飲み物のみ OK」「パソコンや新聞等の音のなるものは NG」というように、それぞれの目的に応じて、滞在が快適になるよう工夫されている。電話ブースもある。

⑧ 商工会議所と連携した相談業務

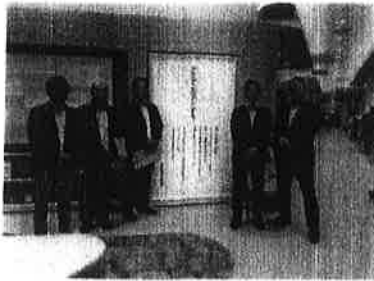
商工会議所が設置している開業に関するよろず相談窓口を、情報館内に移設している。図書館サイドは予算をかけずに「はたらくをらくにする」のコンセプトに則った事業を展開し、商工会議所は会議所内に設置するのに比べて多くの利用者を獲得するなど、Win-Win になっている。

⑨ 他の行政事務の情報提供のタッチポイントとなること

「日本で暮らす」の書架に、外国籍住民向けの防災、医療、生活相談についてのパンフレットを設置している。図書館以外の部局が、情報発信のタッチポイントとして図書館を有効に

活用している。

いずれも本市の今後の図書館設置においては十分に検討すべきものであり、特に⑨については現時点でも検討、実施が可能と思われる。



■札幌市公文書館

【日時】10月18日（水）10：00～

【面談者】

公文書館 ■■■■■ 館長、■■■■■ 管理係長

【視察目的】

会派としても設置を訴えてきた公文書館について、近年に設置を実現した札幌市の事例を把握することで、本市での設置に向けた議論の参考とするため。

【視察概要】

- ・ 設置の経緯等の説明
- ・ 現地視察

【主な質疑】

Q.設置の経緯は？

A.H17 に大学教授から、公文書館のような機能の設置を求める陳情があり、それが議会で採択され、H19 に当時の副議長からの求めで検討開始。H18 に廃校跡地が文化資料室、まちづくりセンター、NPO 活動スペースとして活用され始め、改修してNPO の活動スペースを移転させ、文化資料室にそのスペースを加え、H25 に公文書館として開館した。

Q.開設予算は？

2.5 億円。ただし、廃校跡地を文化資料室にした時の予算は含まれていないので、実際には5 億円程度か。

Q.堺市には公文書の書庫があるが、違いは？

A.書庫であっても、整理されていて、目録がしっかりあれば、公文書館の機能はそれなりに備えていると言える。加えて、利用環境が整っていることが大事。閲覧スペースの有無、提供までの時間等。非現用文書となれば、マスキングがなくなっていくが、利用者目線ではこの点も重要。

Q.そのような事例は？

A.愛知県豊田市。情報公開条例を作り、時間経過によって公開範囲を広げている。

Q.公文書館設置による市内のメリットは？

A.市内の書庫の浄化。永年文書を持ち出しやすくなる。また、完璧に目録を整備せざるを得なくなり、目録と実態を合わせるようになる。公文書の研修が充実させられるが、札幌は10年目でようやく意識が高まってきた感があるくらい。

Q.データで保存すればよいという意見もあるが。

A.基本は文書の生まれたままの状況で保管すべき。紙は紙。電子データで公開すること自体はよい。昨今は決済の電子化も進んでいるが、過去20数年分の決済文書が紙ベースで当面出てくる。

Q.中央図書館との併設にメリットを感じるか。

A.公文書館の性格による。利用普及の部分では協力しあえる。耐荷重の必要性では図書館も公文書館も同様。金沢市が公文書館と中央図書館を併設している。

Q.人員は？

A.事務職員5人、専門職6人（会計年度任用職員）。

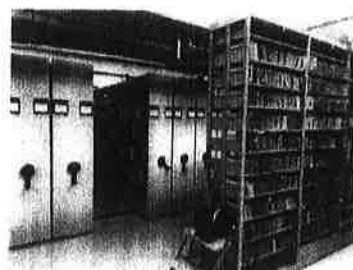
Q.都心にある必要性は？

A.市民が利用する上では重要であるし、市役所の近辺にあるということで、文書が持ち込みやすくなる。

【所感】

公文書館の設置を求める上で、廃校の跡地活用は一つの選択肢と言える。本市でも今後、小学校の統廃合により、同様の事例に発展する可能性はある。ただし、それでも億単位の支出となること、耐荷重の問題で2階より上では空間をフル活用できないことを考えれば、可能性は大きくない。やはり本市においては、中央図書館の建て替えの際の併設が最有力では

なかろうか。市政 100 年ほどの札幌市は、明治後半以降の資料しか取り揃えていないのに対し、本市は明治初期からの公文書だけでなく、それ以前の文化資料も多くあり、有用な施設となりうるはずである。札幌市は洪水に備え、1 階の棚は最下層を使っていない。それに比べると、津波の浸水区域でありながら、地下に設置された本市の書庫は、保管環境としては不適切ではなかろうか。



出張報告書

2023 年 11 月 30 日

会派の名称・議員氏名 西 哲史

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

第5回全国自転車議員ネットワーク会合に参加
第10回自転車利用環境向上会議 in 仙台・名取に参加

2. 期 間 2023 年 11 月 3 日（水）～2023 年 11 月 4 日（金）

3. 日 程 等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	11 月 3 日（水）	10 時～17 時 30 分	トークネットホール仙台 A 会議室
②	11 月 3 日（水）	13 時～18 時	トークネットホール仙台
③	11 月 4 日（木）	10 時～12 時	トークネットホール仙台
④			
⑤			
⑥			

4. 講演者

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

■第5回全国自転車議員ネットワーク会合



全国自転車議員ネットワーク会議の座長として、京都市、仙台市、茅ヶ崎市、多摩市等全国の自転車のまちづくりに取り組む議員及び会場参加の有識者と様々な意見交換を行いました。特に、ヘルメット着用の義務化にどのように考え取り組んでいくかについて、キックボード等新しいモビリティへの対応、交通ルールの周知について、政治の立場からどのように関わっていくかについて議論がなされました。特に、交通ルールについては、様々なモビリティが続々と開発されていく中で、市民にしっかりと周知していくことが改めて重要になっているとの認識を共有することができました。

■国土交通省自転車活用推進本部から話題提供



国土交通省自転車活用推進本部の森若峰存参事官より「自転車の活用を進めましょう～まちなかの自転車通行空間とサイクルツーリズム・サイクルスポーツ」と題した講演が行われ、自転車専用通行帯の整備について説明があると共に、当面の自転車ネットワークや将来の自転車通行帯の表示の方法について説明がありました。特に、自転車利用環境創出ガイドラインの中で、車道の幅員を 3.25 メートルから 3 メートルにすることによって、自転車利用専用通行帯の確保をはかっていきたいとの説明がありました。また 9 月に発表した「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」や 5 月に発表した「サイクルトレイン・サイクルバス導入の手引き」について内容の紹介がありました。

■警察庁交通局から話題提供

警察庁交通局交通企画課 課長より自転車と交通安全について様々な話題提供がありました。警察庁としては、交通ルールをまもってほしい、ということが基本的な考え方であることをお示しいただいたのちに、「交通安全教育・啓発活動の推進・基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底」「指導取り締まりの強化・実効性のある指導警告世予備悪質な違反の徹底検挙」「自転車通行空間の整備・他の交通主体と交錯するおそれのない空間の確保」の3つの対策を有機的に連携させて推進することが必要と考えているとの説明がありました。また象徴的な考え方として、自転車がいかに安全に走れるかについては、自動車側に課題が多いとの認識を示されました。

■基調講演・パネルディスカッション



美濃部 富山市副市長及びドイツハンプルク市交通政策担当の 氏から基調講演があった後に、

お二人の他に、関西大学教授の■■■■氏、岩手県立大学准教授の■■■■氏、宮城県自転車軽自動車商業協同組合理事長 ■■■■氏、地球の友金沢の■■■■氏が加わってパネルディスカッションが行われました。

全体をとおして議論されていたことは、やはり自転車のまちづくりは、まちづくりの一環であり、欧州や富山の SUMP の事例をもとに、交通分担率を見ることの重要性や、やアクティブモビリティの促進の重要性等について議論が交わされた。

【追記】SUMP について 2024 年 2 月の大綱質疑で、このパネルディスカッションの議論を基に質疑を行いました。

■ポスターセッション



堺市の取り組みをはじめ、多くの企業や自治体の自転車のまちづくり、自転車の交通安全等のポスターセッションが行われており、会場内各地で議論が行われていました。

■二日目 分科会「自転車通行空間・ガイドライン」



各地で進む自転車通行空間の事例について、警視庁交通部交通規制課・福岡市道路下水道局・仙台市自転車交通安全課・大阪公立大学■■■■准教授から発表がありそれに基づいて会場内との間で様々な意見交換がなされました。あらためて逆走を如何に無くしていくかが重要であるかとのほっぴょうがあり、都心部での自転車通行確保の方策と矢羽根等の有効性についても議論が進められました。また、パーソナルモビリティが続々と流通し、自転車とバイクの違いもなくなっている中で、どのように対応していくかについても議論になりました。また、日本と英国の自転車通行空間の示し方の違いについても話題になりました。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11-5・11-8・11-9・11-10・11-11・11-12・12-6

復興・伝承・未来につなげるまちづくり

～新たな視点からのモビリティ・ルネサンス～

第10回

自転車利用環境向上会議

in 仙台・名取

日程

2023.11

3^金・4^土
(祝)

会場：仙台市民会館(トークネットホール仙台)

【会場へのアクセス】 仙台市営東西線大町西公園駅から徒歩10分 / 仙台市営南北線勾当台公園駅から徒歩10分
※2日目の午後の会場は名取市サイクルスポーツセンター周辺



仙台市・伊達政宗公騎馬像 出典：仙台市観光協会

開催地
仙台市 名取市



名取市・サイクルスポーツセンター 出典：名取市観光協会



仙台市・DATE BIKE



名取市・名取市サイクルスポーツセンターをスタート&ゴールとした「2022 秋の100kmライド」出典：名取市観光協会

概要

- ・自転車利用環境向上会議は、自転車を通して人々の「幸せ」と「生活の質の向上」を目指し、全国各地の自転車関連の取組を広く発信・共有するとともに、具体的な「自転車まちづくり」につなげていくための全国会議で、第10回会議を仙台市・名取市の合同で開催いたします。
- ・本会議では「震災伝承」、「復興のあゆみ」、「地域の魅力」等に寄与する自転車施策の取組について発信を行います。

開催プログラム

11月3日(金) AM・PM 基調講演・パネルディスカッション・ポスターセッション・展示ブース

11月4日(土) AM テーマ毎の分科会・ポスターセッション・展示ブース

PM エクスカーション

会議の参加方法

本開催は会場参加のみとなっております。参加費は無料になります。
会議は後日録画したものを公開します。

申込方法

下記のURLまたはQRコードよりお申込み下さい。申込締切：10月27日(金)

<https://jcc-nec.org/summary/>



(主催) 宮城県・仙台市・名取市・国土交通省東北地方整備局 (協力) 自転車利用環境向上会議全国委員会

(後援) 自転車活用推進本部／国土交通省／経済産業省／環境省／警察庁／復興庁／宮城県警察／(公社)土木学会／自転車活用推進議員連盟／
(調整中) 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会／全国自転車施策推進自治体連絡協議会／(一財)3.11 伝承ロード推進機構

第10回自転車利用環境向上会議 in 仙台・名取 プログラム

Day 1 11/3 土曜日

Day 2 11/4 日曜日

全体会議 13:00～18:00

※ポスターセッション及び企業ブースはオープニングから
閉会まで閲覧可能です

午前の部 **分科会**

8:45～12:00

午後の部 **エクスカーション 14:00～16:00**

11:00～ 受付開始 (1F大ホール入口前)

13:00～ 全体会議
オープニング・主催者挨拶・来賓挨拶

13:20～ 話題提供 ①
自転車活用推進本部
話題提供 ②
警察庁交通局交通企画課

13:40～ 基調講演
① 未来につなげるまちづくりとモビリティ
富山市副市長 美濃部雄人様
② 欧州における持続可能なモビリティ環境
ハンブルク市(ドイツ)交通政策担当
エルファディング・ズザンネ様

14:30～ 休憩

14:40～ パネルディスカッション
テーマ:
復興・伝承・未来につなげるまちづくり
～新たな視点からのモビリティ・ルネサンス～

16:40～ ポスターセッション
各ポスターの紹介

17:00～18:00
ポスターセッション・企業団体
展示ブース 自由閲覧・交流

19:00～21:00
交流会(事前予約/有料)
会場: Trattoria W 仙台店
(仙台市宮城野区榴岡4丁目6-28 テンザホテル仙台 2F)
主催: 自転車利用環境向上会議全国委員会

8:30～ 受付開始(会場入口)

8:45～10:30 分科会
① 自転車通行空間、ガイドライン
② シェアサイクル
③ 公共交通連携
(サイクルトレイン、サイクルバス)
④ 安全・教育
⑤ サイクルツーリズム
⑥ 世界の自転車政策トリビア
⑦ 多様な自転車利用

10:30～10:40 休憩

10:40～12:00 全体会議: 分科会総括
※ポスターセッション表彰式を予定

14:00～ エクスカーション

1. 「1. 開上りりんサイクリングコース(約7km: 30分)」
サイクリング実走

定員 20名

2. 「2. 海沿いボタリングコース(約20km: 1時間)」
サイクリング実走

定員 20名

3. 「マイクロバスによる 2. 海沿いボタリングコース」見学

定員 40名

4. 「サイクルスポーツセンター」自由見学

定員 なし

エクスカーションで参加について
※会議申込時にお申し込みください
※参加費は無料です
※先着順とし、定員になり次第締切となります

出張報告書

2023 年 11 月 30 日

会派の名称・議員氏名 堺創志会・西 哲史

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

・自治体政策青年ネットワーク研修会に参加

2. 期 間 2024 年 11 月 16 日 (木) ～2023 年 11 月 17 日 (金)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先 (都市・施設名等)
①	11 月 16 日 (木)	13 時～17 時 30 分	衆議院第一議員会館第 8 会議室
②	11 月 17 日 (木)	10 時～12 時	衆議院第一議員会館第 8 会議室
③			
④			
⑤			
⑥			

4. 対応者

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

■市庁舎の電力を再生可能エネルギーで自給自足



小城市庁舎防災機能強靱化事業の取り組みを中心に、市庁舎の電力を再生可能エネルギーでまかなう取り組みについて説明をお聞きました。太陽光パネルと蓄電池を導入して、災害時でも発電した電力を送ることによって防災体制を維持すると共に、平常時においても、自給自足の電力と蓄電池で市役所の電力需要を賄うことによって、大胆な脱炭素化と維持管理費の縮減ができていたことが興味深い事例でした。また非常に印象的だったのは、系統線をつながないことによってオフグリッドになっているということでした。これからの脱炭素や省エネルギーの取り組みは、単純な使用電力量の削減ではなく、ピークカットやピークシフトが重要になってくるということについても改めて学ぶことができました。

【追記】2024年3月の予算審査特別委員会分科会質疑において、ZEBと電力使用平準化について質疑しました。

■「特別養子縁組制度の普及啓発について」「特別養子縁組制度の課題」



子ども家庭庁の特別養子縁組制度の担当者から制度の普及啓発の状況についてお聞きすると共に、猪奥前奈良県議の経験を踏まえた現場の実情についての説明を聞いたのちに、制度の実態について意見交換を行いました。養子縁組あつせん業者も多く存在している中で、公共団体が養子縁組に関わる意義についても様々な観点から議論になりました。最後に「“特別”養子縁組という言葉がなくなるように」との猪奥前県議の言葉が強く印象的でした。

■「デジタルを活用した地方創生」



株式会社 NTT データ グローバルデジタル戦略担当 氏から、全国のデジタル×地方創生の事例をお話し頂きました。高山市の地域通貨の例や富山県朝日町の「のっかる」の事例等を基に、地方それぞれに特徴を生かした仕組みづくりをいかにデジタルをつかって創っていくかについて説明をしていただきました。デジタルで様々なものをつないでいく意義についてあらためて議論をさせていただきました。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11-13、1-3、1-4、1-5

JISSEN

～自治体政策青年ネットワーク～

2023年度 第2回（第44回）研修会 開催案内

代 表 西 哲史

事務局長

本研修会は、若年層や自治体を取り巻く諸課題を全国自治体の先進事例や学識有識者等から学ぶことにより地方自治体政策に活かすことを目的としています。このたび東京にて研修会を開催する運びとなりましたので、以下の通りご案内申し上げます。ぜひともご参加いただき、各地の先進事例や実態についても共有いただきますようお願いいたします。

【開催概要】

- ◎ 日 時 2023年11月16日(木) 13:00 ～ 11月17日(金) 13:00
- ◎ 場 所 衆議院議員会館
- ◎ 参加費 都道府県議会議員／政令指定都市議会議員 12,000円
東京都特別区議会議員／中核市議会議員 10,000円
市議会議員 8,000円
町村議会議員 1,000円
※元職・候補者の参加費は無料とする。

【プログラム】

- 1日目 11/16(木)13:00 衆議院第一議員会館正面玄関 集合
13:30-15:00「市庁舎の電力を再生可能エネルギーで自給自足
【小城市庁舎防災機能強靱化事業】について」
九電工 担当者
15:15-15:45 「特別養子縁組制度の普及啓発について」
厚生労働省 担当者
16:00-17:00 「特別養子縁組制度の課題」
前奈良県議会議員 氏
- 2日目 11/17(金)9:30 衆議院第一議員会館正面玄関 集合
10:00-12:00「デジタルを活用した地方創生」
株式会社NTTデータ グローバルデジタル戦略担当 シニアスペシャリスト
(吉田劇場支配人) 氏
終了後解散

- * 12:00頃 終了(予定)
- * 開催時間、プログラム内容は変更になる可能性もあります。ご了承ください。
- * 宿泊は各自ご用意ください。

政務活動費会計帳簿修正依頼の件

③出張報告書（11/16～17 自治体政策青年ネットワーク）について

整理番号「1-6」が抜けているとのご指摘ですが、整理番号「1-6」は1/12に開催された別の研修会の参加費のため、本出張報告書には含めていません。

④整理番号 1-12 の金額について

明細のとおり、宛て名ラベルシールとスティックのりにかかる金額が8,816円のため、そこに按分率を乗じた金額の7,317円を計上しました。

出張報告書

2024年 2月 10日

会派の名称・議員氏名 堺創志会・西 哲史

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

・自治体政策青年ネットワーク研修会に参加

2. 期 間 2024年2月1日(木)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	2月1日(木)	14時～14時40分	深谷市役所会議室
②	2月1日(木)	16時～17時30分	高崎商工会議所会議室
③			
④			
⑤			
⑥			

4. 対応者

深谷市役所企画財政部 企画課 ■■■■■ 課長補佐

深谷市役所企画財政部 企画課 ■■■■■ 係長

深谷市役所企画財政部 企画課 ■■■■■ 主査

深谷市役所企画財政部 企画課 ■■■■■ 主査

高崎商工会議所まちなか経済情報センター 地域振興課 ■■■■■ 課長

高崎商工会議所まちなか経済情報センター 地域振興課 ■■■■■ 主査

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

■「企業版ふるさと納税制度について」



深谷市役所にて、企業版ふるさと納税を積極的に活用している「企業版ふるさと納税制度」の取り組み内容について当局から説明を受けると共に意見交換を行いました。深谷市出身の有名経済人である渋沢栄一に関わる機会を積極的にい
かし、渋沢栄一関連企業があつまるフォーラムに積極的に出席する等して積極的に PR した他、独自の PR 用パンフレッ
トなども積極的に作成しています。また、様々な提案をとおして、寄付企業とのパートナーシップの構築などにも積極的
に取り組んでおられました。あわせて、SDGs やゼロカーボンの取り組みにも積極的なふるさと納税への協力を求めてお
り、提案をとおして、市外の企業等との交流も促進されており大きな意義がある取り組みと感じました。

■「高崎まちなかオープンカフェについて」



堺にとっても重要課題である中心市街地活性化について、街中の道路を活用してオープンカフェを実施し、地域活性化の
取り組みをすすめている事例について、取り組みの経過や苦労したことなどについてお聞きしました。高崎市中心市街地
地区では、平成 24 年度にオープンカフェ事業(高カフェ)の社会実験を行い、平成 25 年 4 月よりオープンカフェ、コミ
ュニティサイクル事業を実施しており、カフェなどの収入を道路維持管理、地域イベント等のまちづくりに還元している
とのことでした。運営主体は、「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会(事務局 高崎商工会議所)」を運営主体です。当該
事業は、平成 23 年の都市再生特別措置法の一部改正により、道路空間を活用して、まちの賑わい創出のための、道路占
用許可の特例制度が創設されたことに伴うもので、この改正は道路を通行空間から賑わいを創出するものへと用途をひ
ろげた画期的なものでしたが、現場での調整には大変苦労したようです。特に、本来の道路の目的である、通行空間を、2
メートルは確保しなければいけないことを徹底された結果、残り 1 メートルしか、オープンカフェに使用できないという
ケースも多くあり、活性化のためには非常に苦労したこともあったようです。あわせて、様々な試行錯誤の結果として、街
中での周知や利用が拡大していった経緯をお聞きすることができました。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-24、2-1、2-8

JISSEN

～自治体政策青年ネットワーク～

2024年度 第2回（第46回）研修会 開催案内

代 表 西 哲史
事務局長 XXXXXXXXXX

本研修会は、若年層や自治体を取り巻く諸課題を全国自治体の先進事例や学識有識者等から学ぶことにより地方自治体政策に活かすことを目的としています。このたび研修会を開催する運びとなりましたので、以下の通りご案内申し上げます。ぜひともご参加いただき、各地の先進事例や実態についても共有いただきますようお願いいたします。

【開催概要】

◎日 時 2024年2月1日（木） 13：45 ～ 17：00

◎場 所 深谷市役所、高崎市商工会議所

◎参加費	都道府県議会議員／政令指定都市議会議員	6000円
	東京都特別区議会議員／中核市議会議員	5000円
	市議会議員	4000円
	町村議会議員	500円

※元職・候補者の参加費は無料とする。

【プログラム】

1日目 2／1（木） 13：45 深谷市役所玄関集合
14：00－14：40 「企業版ふるさと納税制度について」
深谷市ご担当者より
15：13 深谷駅発高崎線乗車、15：41 高崎駅着
16：00－17：00 「高崎まちなかオープンカフェについて」
高崎市商工会議所ご担当者より
終了後解散

- * 東京駅から深谷駅行きの電車は12：09発か12：19を参考にしてください。
- * 17：00頃 終了(予定)
- * 開催時間、プログラム内容は変更になる可能性もあります。ご了承ください。
- * 宿泊は各自ご用意ください。